



非化石価値取引の改定

~全量トラッキングの実現 2024年度分から~

2024年3月4日
一般社団法人日本卸電力取引所

見直しの概要「全量トラッキング」

すべての非化石価値にトラッキング情報を保有する。

- FIT非化石価値、非FIT非化石価値（再エネ指定あり・なし）のすべての非化石価値が対象
- トラッキング情報は以下の情報
 - 発電種別
 - 発電所名
 - 発電所所在地
 - 運転開始後15年未満か否か



- 試行していた事前トラッキング予約の廃止 ⇒ 入札時の希望制
- 受け渡す際には、トラッキング情報を選択する必要がある（量のみでの受け渡しは出来ない）
- 費用負担方法の見直し

費用負担方法の見直し

トラッキングにかかる費用負担のあり方（これまでは「トラッキング証書の有償化」と表現）について、以下の視点をもって検討を行った。

- 非化石価値取引の活性化（取引量の増加）を見据え、取引にかかるコストを抑える。
- 発行する証書の発行数で費用負担に差を設けることは適当とは考えられない。
- 相対（取引所外）取引でも（非化石価値）口座管理費用等のコストが生じることから、従量課金の売買手数料と固定課金の年会費の費用負担割合を見直す。
- トラッキングにより非化石価値の向上が見込まれる。また、上記のとおり口座管理にもコストが生じることから発電者にもかかる費用の負担を求める。



- 非化石価値を具現化したい発電事業者（非化石価値の認証を受ける事業者 アグリゲータも可）は、会員となり年会費の負担を求める。
- 年会費を上げ、売買手数料を下げる。
- 年会費の期間を非化石価値の期間とあわせ、「4月から翌年3月」を「8月から翌年7月」とする。

	現在	見直し後
年会費	12万円	60万円
売買手数料	0.01円/kWh	0.001円/kWh
非化石証書 発行手数料	販売証明書：1万円 トラッキング付非化石証書：無料	トラッキング付非化石証書：無料

トラッキング付与の方法

これまでの「トラッキング予約⇒量の入札⇒約定⇒トラッキング付与」という事前予約方法から、入札時に【希望】をあわせて入力する方法に変更する。

いずれか指定する項目1つを選択

《買い入札》

入札価格 円/kWh

入札量 kWh

第1希望	第2希望
<input checked="" type="checkbox"/> 設備コード <input type="text" value="※1"/>	<input type="checkbox"/> 設備コード <input type="text" value="※1"/>
<input type="checkbox"/> 所在地都道府県 <input type="text"/> ▼	<input checked="" type="checkbox"/> 所在地都道府県 <input type="text"/> ▼
発電種別 <input type="text" value="※2"/> ▼	発電種別 <input type="text" value="※2"/> ▼
<input type="checkbox"/> 運転開始後15年未満 <input checked="" type="checkbox"/> 優先割当対象 (※3)	<input checked="" type="checkbox"/> 運転開始後15年未満

《入札は複数可能 (同一価格も可) 》

- ※1：設備コードを間違えた場合は、「希望なし」の扱い
- ※2：発電種別は、「太陽光」「風力」「水力」等
- ※3：「優先割当対象」は優先割当の権利を持っている事業者のみ選択可能。選択した場合は、「設備コード」指定として優先割当の権利を持っている発電設備コードを入力する。設備コードを間違えた場合は、※1と同様となる。優先割当の権利を持っていない事業者が選択し指定した場合（権利を持っている事業者が設備コードを間違えた場合を含む）、当該約定を無効とする場合がある（買い代金・手数料の支払は無効としない）。

➡ 優先割当の申請方法等については別に案内する。

トラッキング付与の方法（約定処理）



- 希望の優先度は、約定価格（非FITは入札価格）の高い順とする。
- 約定価格が同一の場合は、約定量による按分とする。
- 希望が実現出来ない場合、無作為に割り当てられる。

非化石価値の利用方法

非化石価値は、**証書化(※) することで利用可能となる**ように改定する（これまでは、価値の保有のみで「保有量証明書」にて価値認定を行っていた）。証書化しなければ価値として有用にならないことに注意する。

証書化では、証書化する非化石価値を選択し、利用先情報を入力する。利用方法では、需要家で利用・電力小売メニューで利用の2つの方法がある。

※証書化：非化石価値の利用確定処理を行い、PDFの証明書として発行する。

需要家で利用

FIT非化石価値のみ、他社を指定することが可能（仲介業の届出要）。非FIT非化石証書では自社のみ

- 非化石価値を利用する需要家（法人に限る）の**法人番号**を入力する。
- 利用場所、備考を入力することも可能。

電力小売メニューで利用

FIT非化石価値のみ、他社供給のメニューを指定することが可能（仲介業の届出要）。非FIT非化石証書では自社供給メニューのみ

- 非化石価値を付与する小売電気事業者または特定送配電事業者の**登録番号**（A00000、B00000）と電力小売メニュー名を入力する。
- 利用場所、備考を入力することも可能。

付録：小規模発電設備のデータ集約について

小規模発電設備（発電出力が50kW以下のもの）により生じた非化石価値は、以下の項目で集約する。

- 電源種別（太陽光、風力等）
- 所在地の市区町村
- 買取小売電気事業者
- 運転開始後15年未満か否か

《例》

項目名	集約データ表示例
発電種別	太陽光
発電所所在地	〇〇県□□郡▲町
発電所名	●件集約データ（小売買取分）
発電開始年月	-
発電開始15年未満	Yes
非化石価値量	152,325kWh

設備IDは別途案内する。

ご意見、ご質問は以下にお願いいたします。

hikaseki@jepx.org